

3 志 賀 昇 議 員

- 1 ラジオ受信の難聴対策について
- 2 空き家対策について
- 3 越波対策について



1 ラジオ受信の難聴対策について

私は平成26年第4回定例会にあたり、岩内町議会清和クラブを代表して町政に対する一般質問をいたします。

平成26年度予算も9ヵ月が経過しようとしておりますが、年度始めの町政執行方針では、将来にわたって、安心して暮らせる町づくりを目指しますとしておりますが、将来を見据えた自主自立のための各種振興、企業誘致、特に基幹産業の振興、さらには港湾の利用については、進展の速度は停滞気味と言わざるをえませんので、今後一層の推進と取り組みにご期待を申し上げまして質問に入らせていただきます。

1点目は、ラジオ受信の難聴対策についてであります。岩内町のラジオ受信状況につきましても、実態としてカーラジオで札幌から岩内に向かい、稲穂峠を過ぎた時点で、急に受信感度が悪くなる状況であります。このような状況の中、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力防災計画が大幅に見直され、泊原子力発電所の避難計画についても、自家用車による避難も認められていることから、この避難については想像を上回る様な混乱も予測されることから、逐次情報が必要であり、緊急時最低限必要とする情報が十分に聞き取れることが望まれておりますので、次の点についてお伺いいたします。

まず1つ目は、今までにラジオ受信状況調査をしたことがあるかどうか。あるとしたら、その具体的な内容をお知らせ願います。

2つ目は、自家用自動車による広域避難を考えた場合、ラジオによる情報収集は必要不可欠であり、良好なラジオ受信に向けてどの様に取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

ラジオ受信の難聴対策について、2項目のご質問であります。

1項めは、ラジオ受信状況調査の実施状況についてであります。平成7年に発生した阪神淡路大震災を受け、総務省ではラジオ受信基盤の強化を図ることとし、平成11年から複数年にかけて全国3,628区域で受信実態調査を実施したところ、後志管内においては、十分に実用範囲内とされたところであります。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、ラジオは第1情報提供者として、いち早く災害状況を地域住民へ提供する重要な役割を果たしていることから、岩宇4町村、同年8月総務省北海道総合通信局日本放送協会札幌放送局民放ラジオ2社、北海道の協力をいただき、ラジオ受信調査を実施したところであります。その結果においても、ほとんどの地点で電波の調査を示す電界強度の測定はおおむね基準値内の数値を示しており、放送内容を十分に聞き取ることは可能との調査結果がだされております。

2項めは、良好なラジオ受信に向けた取り組みについてであります。国等の調査結果では、充分受信可能とされる一方で、建物内部におけるラジオの聞く方については、建物構造や家電製品の電氣的ノイズ、あるいは過密した周波数帯による混信や受信レベルの変動などの影響により、場所によっては受信状況が良好と言えない場所もあり、実態として国等の調査結果とはかなり異なっているケースもあります。こうしたラジオ難聴の原因となっている混信や受信レベル変動は、地形的要件のほか、周波数の割り当て、送信所の位置、電波質力の強さが近因しており、これらを解消するには、中継施設の新設など大規模な設備が必要となり、建設には多額の費用を要することから、現状では抜本的な対策は非常に難しい状況にあると考えております。また、国においては、災害時に情報を国民に速やかに提供できるよう、放送ネットワークのあり方を検討するため、放送ネットワークの強靱化に関する検討会を設置し、種々検討していくところでもあります。いずれにしましても、ラジオ難聴解消への抜本的な取り組みは難しい状況にありますが、原子力発電所周辺地域という地理的要因に鑑み、ラジオは避難時における重要な情報源であることから、当地域はもとより、避難時における山間部やトンネル内の難聴区域も含め、引き続き国・道・放送事業者へ要望を行い、難聴改正に向けて取り組んでまいります。

<再質問>

ラジオ受信については、今後も難聴の箇所があるから、伺えるから、引き続き努力するというのを答えられましたので、それは理解できますのでわかりましたけども、まあ自家用車による避難ですね。これについてちょっとお伺いいたしますけども、再質問いたしますけども、実は私いつもラジオを聞きながら過ごしておりますけども、一例で申し上げますと、情報伝達が素晴らしいと考えてるのは、ラジオを聞いている皆さん、今どこの道路を走ってますか。スピード出過ぎていませんかというようなことで、瞬時に連絡が入ったものが報道されている実態がありますが、これはまさしくですね、広域避難の際、各ラジオ局と連絡体制が構築されていることが最も大切だと思われませんが、そこでお伺いしたいのは、現在ラジオ局とですね、緊急報道連絡体制が構築されているのかどうかということで、構築されてるとしたらどういう取り組みをされているのかと、ちょっとくだけて言いますと要するに、そういう事象があった時にですね、例えば広域避難の事象があった時に、すぐラジオ局に連絡した場合に、そういう報道がぱっとできるのかどうかと、そういうふうにするための構築をしているのかということをお聞きしたいということ。

それで先程申し上げたとおり、例えばスピード出てませんかというの、あれもう瞬時に電話かなんかでぱっとこうラジオが報道している。あ、これ出過ぎてるとなということで、止めることがあるんですけども、まあそういう瞬時ということが、いかにこのラジオのですね、避難に大事かなということですので、簡単でいいですから。町長、どっち向いてんの。そこを一つお聞きしたいなど、構築されているかどうか。されていないであればされていないでいいですけども、一応そういうことで再質問いたします。

【答 弁】

町 長：

志賀議員の再質問にお答えいたします。

ラジオ局との緊急避難放送体制の構築についてであります。北海道地域防災計画において、災害時の情報伝達計画で、テレビ・ラジオを使った伝達が図られることになっているところであります。こうしたことから、北海道において道内のテレビ局及びラジオ局との間で、情報伝達に関する基本的なガイドラインが締結されているところであります。

2 空き家対策について

空き家対策についてであります。岩内町においても、近年増加する空き家解消に向けて条例や計画策定の取り組みが望まれている状況にあります。空き家は景観や防犯面、ゴミの不法投棄による周辺環境の問題となっている他、積雪地帯では雪による倒壊の恐れもあり、北海道内では32の市町村で空き家の適正管理について条例が制定されているものの、現行法令では所有者が分からない場合は、撤去の勧告、強制執行などの対策が取れなく、問題解決に至っていない状況であります。今後増加傾向にある空き家対策について市町村は、国がまとめる基本方針と、都道府県の助言に基づき空き家対策の計画をすべきと考えますので、次の点についてお伺いいたします。

1つ目は、岩内町における空き家に対する現況調査を実施していると思うが、具体的な内容をお知らせ願います。

2つ目は、今後増加傾向にある空き家対策の計画策定について、どの様に取り組みされるのかお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

空き家対策について2項目にわたってのご質問であります。

1項目は、岩内町における空き家の現況調査と具体的な内容についてであります。本町における空き家戸数については、町独自で空き家に関する調査は実施していないことから、町として空き家の戸数や状況について把握はしておりませんが、平成20年度住宅土地統計調査によりますと、岩内町の住宅総数は8,500戸となっており、このうち1,630戸となる約19%が空き家となっている状況であります。この空き家1,630戸の内訳としましては、別邸など二次的住宅が80戸、約5%、賃貸用住宅が840戸約52%、売却用住宅が20戸、約1%、長期にわたって不在や取り壊すこととなっている住宅が690戸、約42%となっており、当該調査以降につきましても、高齢化の進展等により空き家の戸数は増加しているものと考えております。またこうした空き家のうち、所有者の経済的事情により除却費用が用意できないことや相続を契機に管理責任が不明確にあるなどの理由により、建物が長期期間放置され、家屋の倒壊や外壁材等の荒むおそれがある老朽化した空き家についても増加傾向にあるものと考えております。

2項目は、今後増加傾向にある空き家対策の計画策定に関する取り組みについてであります。

町ではこれまでも防災担当と建築担当が連携を取りながら、老朽化した空き家に関する事案の解決に向け取り組んでいるところであり、防災担当では、町民からの通報に関する聞き取り及び現地確認、所有者等に関する調査の実施、建築担当では、建築基準法第10条に基づく保安上危険な建築物等に対する処置に準じて、所有者等に対して電話や文章の送付により、除却等に関する対応依頼を実施してきたところであります。老朽化した空き家に関する戸数及び状況としては、平成19年4月から平成26年11月までの期間において、現地確認等を行った戸数は44戸、このうち所有者等が判明したことから電話や文書の送付により、対応要請を実施した戸数が34戸、所有者等の調査を継続して実施している戸数が10戸であり、対応要請を実施した34戸中除却工事を完了した件数が12戸、消防等により応急処置を行った件数が4戸、所有者等に対して対応要請を継続して行っている件数が18戸となっております。こうしたなか国では、平成26年11月に倒壊の危険や環境面等を深刻化させている空き家を特定空き家と指定し、危険性があると判断した場合には、所有者を特定するための立ち入り調査や、固定資産税の納税者情報に関する利用、及び除却修繕命令の権限をもちこんだ内容となっている、空き家対策の推進に関する特別措置法を可決し、今後は平成27年2月末頃までには基本指針を提示し、同年5月末頃までには、ガイドラインを制定するとの情報を得ております。町としては高齢化の進展は、社会状況の変化によって増加が想定される老朽化した空き家が放置されることは、地域住民の生活環境にさまざまな面で悪影響を与える深刻な問題であると考えており、快適な住環境喪失のため、対策を強化すべき課題であると認識しております。しかしながらその一方では、空き家が個人の財産となることから、その所有者等が適正に管理・処分するという考え方を基本として、国で示す基本指針並びにガイドライン及び管理不全の状態に陥った空き家等の所有者に対して、必要に応じて是正措置の勧告・命令及び所有者の公表な

どを実施している先進自治体の例などを参考にして、本町の事実上に則した空き家の適正管理に関する計画等の制定について、考えてまいりたいと思います。

3 越波対策について

越波対策について。

御崎海岸から野東海岸にかけては、冬期北西風による越波と飛沫の発生に加え、近年の海岸浸食は急速に進んでおり、特に国道に設置されている、飛沫防止柵の塩害による劣化、さらには岩野橋付近の長期に渡る、大型土嚢の設置状況から大きな被害をもたらす前に、地域安心・安全の観点からも早期に整備すべきと思われますが、ご所見をお伺いいたします。

なお、再質問については、留保いたします。

【答 弁】

町 長：

越波対策についてのご質問であります。

町ではこれまで冬期の悪天候時や台風並に発達した低気圧の通過時など、越波と飛沫の発生による道路や周辺家屋に対する被害を防ぐため、御崎海岸については、御崎護岸事業として昭和44年から平成2年までの22年間で、消波ブロック3,634個の設置と波返し護岸の嵩上、消波工の追加施工による越波対策を行い、海岸保全を図ってきたところでありますが、近年は、経年化による消波ブロックの沈下等により、越波の頻度が増えていると認識しております。こうしたことから御崎海岸の保全を図るため堆積土砂の撤去や消波ブロックの追加などの整備に向けた、事業資本について関係機関との協議をさらに進めてまいります。また、野東海岸についても、陸域部の浸食による護岸部の先掘や、越波が著しくなっておりますが、東方区域は海岸保全区域でありかつ、国道が海岸線に近接していることから関係する機関との協議を進め、当面の対策として、国道229号の道路上に合わせた、越波対策が合理的であることから、国道管理者である小樽開発建設部に対し、事業実施の要望と実施に向けた協議を行い、平成24年度から事業着手になったところであります。今回の事業では、国道229号の車道や歩道の幅員改善に合わせ、近年頻発する自然災害に対し、安全で信頼性の高い道路網の確保のため、老朽化した飛沫防止策の改修も予定しており、現段階では、平成28年度を目途に事業が完成するよう取り進めていると伺っております。こうしたことから、町としてはこの事業の完成により、越波や飛沫に対し、効果的な整備が実施できるものと考えておりますが、地域住民からの期待も非常に大きいことから早期に事業完成がなされるよう、引き続き関係機関に対し、安定した予算の確保と確実な事業実施を要望してまいります。

以上です。